

1.1 施行前準備について

(1) 施行前に行うことができる手続き（施行前準備行為）

市町村は、平成15年4月1日の施行の前に、居宅生活支援費と施設訓練等支援費の支給の決定の手続きを行うことができる。（社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律附則第27条）

(2) 支給決定の手続きを行うために必要な事項

市町村は、支給決定の手続きを行うためには、関連政省令に基づき、市町村が行う事項について規則等で定める必要がある。

① 支給決定から支払いまでに関する事務処理

② 市町村において定める基準

ア 居宅生活支援費基準（厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内）

* 特例居宅生活支援費の場合についても準用

イ 居宅支援の利用者負担基準（厚生労働大臣が定める基準を超えない範囲内）

* 特例居宅生活支援費の場合についても準用

ウ 施設訓練等支援費基準（厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内）

エ 施設支援の利用者負担基準（厚生労働大臣が定める基準を超えない範囲内）

オ 旧措置入所者の施設訓練等支援費基準（厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内）

カ 旧措置入所者の利用者負担基準（厚生労働大臣が定める基準を超えない範囲内）

③ 基準該当居宅支援事業者に関する取り扱い

継続・反復して特例居宅支援費の支給の対象となるような基準該当居宅支援事業者については、基準該当居宅支援事業者として満たすべき要件の判断（認定）をあらかじめ行う必要がある。その際、事業者の登録に係る要件及び手続き等について必要な事項を明確に示す必要がある。

(3) 現行制度利用者の支援費制度に関するみなし規定

旧措置入所者に係るみなし規定（経過措置）

指定施設とみなされた既存措置委託施設の旧措置入所者については、施行後一年間は施設訓練等支援費の支給決定に係るものとみなされ、施設訓練等支援費を支給することができる経過措置が設けられている（附則第12条、第18条）。

したがって、市町村はこれらの入所者に対しては、改正法施行の日から一年の間に、当該入所者の施設訓練等支援費の支給決定に関する手続きを行うことが必要である。経過措置の対象者は次のとおりである。

- ア 市町村が現行制度で措置している身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設の入所者。
- イ 市及び福祉事務所を設置している町村が現行制度で措置している知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮の入所者。

（４）留意事項

- ① 次の現行制度の利用者については経過措置がなく、施行日以降も入所、又はサービスの利用を継続するためには、施行日までに支給決定を行う必要があり、市町村は、支給決定に関する手続きを優先的に進める必要がある。

ア 居宅サービス(居宅介護、デイサービス、短期入所、知的障害者地域生活援助)の利用者

イ 都道府県から措置委託されている知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮の入所者(居住地が福祉事務所未設置町村である者、または居住地不明者)

* 都道府県から市町村への権限委譲により、支給決定を市町村が行うこととなる。

ウ 心身障害者福祉協会の設置する福祉施設（国立コロニー）の入所者

* 都道府県が措置していた国立コロニー入所者については、市町村への権限委譲により、支給決定を市町村が行うこととなる。

- ② 市町村における支給決定事務が短期間に集中し、事務処理に支障を来たすこ

とのないよう、例えば、支給決定を行う時期を施設ごとに定めた計画を都道府県が作成し、市町村がその計画に従った申請を勧奨するなど、円滑な事務処理のための工夫を行うようお願いしたい。